

## 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等について

### 1 基準等の制定の考え方について

現在、省令を基準としているものについては、省令の基準を基本としつつ兵庫県が独自で制定する基準も参考にし、兵庫県条例を基準としているものについては、県条例の基準を基本としつつ、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会及び関係団体等からの意見を踏まえ、また、市民意見公募手続（パブリックコメント）を経て、本市の実情等を鑑み、本市の基準等を定めました。

### 2 省令等と異なる基準を新たに定めるもの

省令の内容	本市で定める基準	考え方
<b>【対象】障害福祉サービス</b> （生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）		
第37条、55条、57条、70条、88条 定員は原則20人以上とする ただし、離島などの地域で、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認める場合は10人以上とすることができる	（原則、兵庫県独自基準に同じ） 定員は原則20人以上とする ただし、市長が特に必要と認める場合は10人以上とすることができる	特別支援学校卒業生への対応及び地域活動支援センター・小規模作業所からの障害福祉サービスへの移行を促進するため
<b>【対象】全ての指定障害福祉サービス事業者等</b>		
規定なし	（兵庫県独自基準に同じ） 暴力団等の参入又は影響を排除する旨を規定	暴力団等を利することがないように、暴力団等による運営を排除することで、市民生活の安全と平穏を図るため
（指定障害福祉サービスの事業等） 第33条 など ほか 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	（兵庫県独自基準に同じ） （追加） 研修を行うに際しては、研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材の育成に努めるよう規定する	障害福祉サービス事業所等における人材育成を一層推進するため、現行の研修機会の確保義務に加え、具体的な取扱い指針を定めるため

規定なし	(兵庫県独自基準に同じ) 運営内容の評価と改善について、規定のない地域活動支援センター等で義務付ける	規定のある障害福祉サービス事業所等と同様に規定するため
規定なし	(兵庫県独自基準に同じ) 障害福祉サービス事業所等の運営内容の評価について、結果の公表に努めるよう規定する	評価結果の公表を促すことにより、サービスの質の向上等を図るため
規定なし	(兵庫県独自基準に同じ) 事故発生の防止及び発生時の対応を義務付ける	事故発生の防止及びその対応について規定するため
規定なし	(兵庫県独自基準に同じ) 人格尊重及び虐待防止に関する義務付けの規定を行う	人格尊重について義務付ける。また、職員による虐待防止について、児童福祉施設と同様に義務付けるため

これらの他の基準等は、現行の厚生労働省令の基準、県条例の基準等を本市の基準等とし、あわせて所用の文言整理を行います。

### 3 施行日

平成 25 年 4 月 1 日